

## 別紙1 重要事項説明書

西毛病院介護医療院（以下「当施設」という）が行う施設サービスを提供するにあたって、施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願い致します。

### 1 施設の目的及び運営方針

#### (1) 施設の目的

当施設は、長期にわたり療養が必要である入所利用者（以下「利用者」という）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように適切な施設サービスを提供することを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- 1 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護医療院サービスを提供します。
- 2 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めます。
- 3 当施設は、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

### 2 事業者の概要

#### ① 事業者の概要

医療法人 <sup>だいわかい</sup> 大和会

#### ② 主たる事務所の所在地

群馬県富岡市神農原 5 5 9 - 1

#### ③ 代表者

理事長 武田 滋利

### 3 施設の概要

- ① 名 称 西毛病院介護医療院
- ② 施設の所在地 群馬県富岡市神農原 5 5 9 - 1

- ③ 介護保険事業所番号 10B1000029  
④ 管理者 高木 博敬  
⑤ 電話番号等 電話 0274-62-3156  
FAX 0274-64-3826

#### 4 定員及び設備の概要

- ① 定員 150名  
② 療養室 26室(1室1名) 31室(1室4名)  
③ 食堂 3室  
④ 談話室/  
レクリエーション・ルーム 3室  
⑤ 機能訓練室 3室  
⑥ 作業療法室 1室  
⑦ 理学療法室 1室  
⑤ 浴室 一般浴：3室 特殊浴：3室  
⑥ 家族面会室 3室  
⑦ 相談室 3室  
⑧ スタッフステーション 3室

#### 5 職員体制

運営規定の通りです。

#### 6 施設サービス等の内容

約款別紙2(サービスの内容)の通りです。

#### 7 利用料等の額

運営規定別表第1の通りです。

#### 8 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- ① 当施設は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、「事故発生の防止及び発生時対応指針」に基づいて、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をします。
- ② 当施設は、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が

生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

- ③ 事故発生の防止のための委員会（医療安全管理委員会）への参加及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (2) 当施設は、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をします。
- (3) 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するものとします。
- (4) 当施設は、利用者に対する施設サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

## 9 要望及び苦情処理の体制

- (1) 当施設は、提供した施設サービス等に関し利用者又は家族から要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- (2) 管理者を要望及び苦情の解決責任者とし、要望及び苦情の受付担当者は看護師長、支援相談員及び介護支援専門員とし、受け付けた苦情は当施設で定める苦情処理システムに則って適切に処理をします。
- (3) 利用者または家族の要望及び苦情を受け付けるため、施設内及び西毛病院内に「みなさまの声の箱」を設置します。

## 10 褥瘡の発生防止及び対策の体制

当施設は、施設サービス等の提供にあたり褥瘡が発生しないよう、適切な看護・介護に努めます。また、施設内に褥瘡対策チームを設置し、その発生を防止するための体制を整備します。

### 1.1 衛生管理の体制

当施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、適切な措置を講じます。また、施設内に感染対策委員会を設置し、その予防及び蔓延の防止のための体制を整備します。

### 1.2 虐待および人権養護の体制

当施設は、運営規定第15条の規定により、施設内において虐待、および人権擁護に対する適切な措置を講じます。また、施設内において人権擁護研修を行い、虐待への意識づくり、防止のための体制を整備します。

また、虐待を発見した際には県虐待相談窓口への通報の義務があることの周知に努めます。